

新型コロナウイルス感染症の予防及び、感染者発生時の業務継続に関するマニュアル

公益社団法人岡山県社会福祉士会

1 事務局員（本会役員）の感染予防策の徹底

(1) 事務局員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

ア 体温の測定と記録

イ 発熱などの症状がある場合には、事務局長（会長）への連絡及び自宅待機

ウ 以下のいずれかに該当する場合には、事務局長（会長）への連絡及び保健所への問い合わせ

①発熱（平熱と比べて判断）と軽い風邪症状がある場合※4日以上続く場合は必須

②強いだるさや息苦しさがある場合

③基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、①の症状がある場合。

エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての事務局長（会長）への速やかな報告

(2) 事業局内において、次に掲げる感染予防策を徹底する（会員及び出入り業者にも徹底）。

ア 出勤時、来局時、トイレ使用後入室時には手洗い、手指の消毒

イ 常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には2メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。

ウ 通常の清掃に加えて、机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、パソコン等、人がよく触れるところの拭き取り及びアルコール消毒。

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生時の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、事務局の所在地（役員の住所地）を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、事務局員に対しては事業局内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

イ 対策本部にて情報を集約し対策を協議する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した事務局員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ 濃厚接触者と確定された事務局員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を

呈した場合には、保健所に連絡して PCR 検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

3 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

4 事務局業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、あらかじめ重要業務として優先的に継続させる業務を選定しておくとともに、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源等を把握する。
- イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成し、事務局員に周知する。

- (2) その他必要なことは別途定める。

令和2年4月25日制定

令和2年5月 8日改定